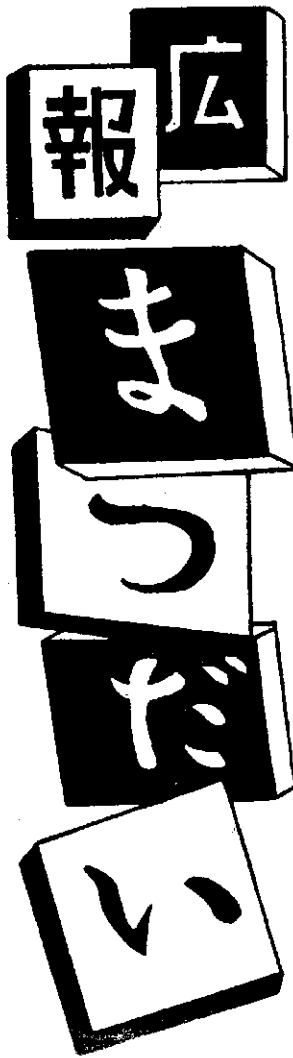


# 会計別決算総額

会計別	区分	予算額	決算額	予算額に対する決算額の比較増減
一般会計	歳入	744,913,000	744,889,907	△ 23,093
	歳出	744,913,000	710,353,332	△ 34,559,668
	歳入歳出 差引残額		34,536,575	翌年度へ繰越
国民健康 保険 特別会計	歳入	182,481,000	180,316,331	△ 2,164,669
	歳出	182,481,000	172,354,721	△ 10,126,279
	歳入歳出 差引残額		7,961,610	3,981,000 基金繰入 3,980,610 翌年度繰越
国保診療 施設 特別会計	歳入	22,177,000	21,891,162	△ 357,838
	歳出	22,177,000	21,603,139	△ 573,861
	歳入歳出 差引残額		288,023	翌年度へ繰越
簡易水道 特別会計	歳入	4,987,000	5,997,493	1,010,493
	歳出	4,987,000	4,515,251	△ 471,749
	歳入歳出 差引残額		1,482,242	翌年度へ繰越
農業共済 特別会計	歳入	22,321,000	18,029,586	△ 4,291,414
	歳出	22,321,000	13,806,427	△ 8,514,573
	歳入歳出 差引残額		4,223,159	翌年度へ繰越
総合計	歳入	976,879,000	971,124,479	△ 5,754,521
	歳出	976,879,000	922,632,870	△ 54,246,130
	歳入歳出 差引残額		48,49,609	

## 町の家計簿

昭和47年度会計決算



昭和48年10月11日発行

第167号

東頸城郡松代町公民館  
館長 関谷 昭平  
電話 松代 301 番

印刷 松代印刷所

決算規模は

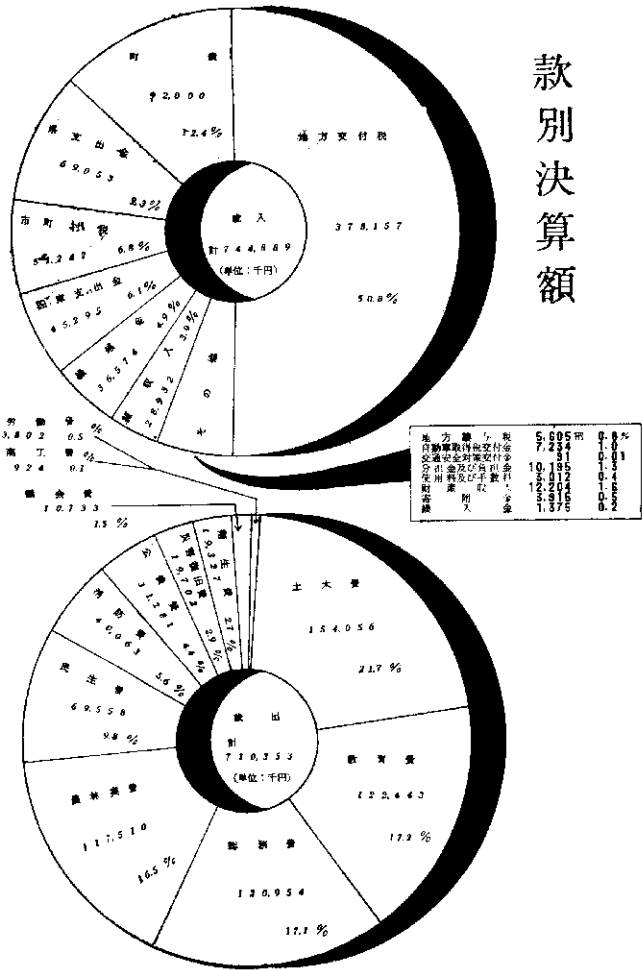
昭和47年度一般会計の決算額は次のとおりです。

歳入 七億四四八八万九千円  
(前年度六億一〇三六万一千円)

歳出 七億一〇三万五千元  
(前年度五億七三七八万七千元)

この決算の伸率を前年度と比較いたしますと、歳入においては二二％(前年度伸率三二・七％)歳出では二三・八％(前年度伸率三二・五％)となり、それぞれ前年度を下回る結果となりました。このことは、景気停滞の影響による地方税・地方交付税の伸びの鈍化によるものと思われ

### 款別決算額



### 決算収支は

昭和47年度の歳入歳出差引額は三、四五三万六千円の形式黒字であります。前年度の実質収支額三、六五七万四千円との比較による単年度収支は、二〇三万八千円の赤字となりました。また、実質単年度収支においては二、五四六万四千円の黒字となっており、前年度より四〇九万九千円の黒字増となります。

なお、昭和47年度の積立金は、財政調整基金五六一万五千元・町有施設積立金(奴奈川中学校建築によるもの)二、三九六万二千元の合計額であります。

【決算収支第1・第2表参照】

### 性質別歳出

性質別の決算額を消費的経費・投資的経費の区分により構成比をみますと、消費的経費が四六・一% (三億二、八六二万九千円)。投資的経費が四四・一% (三億一、三二二万七千円) となっております。前年度(消費的経費四三・七%、二億五、〇六二万九千円、投資的経費四五・二%、二億五、八八一万一千円)と比較いたしますと、消費的経費は二・四%増、投資的経費は一・一%減になっております。また、歳出総額の増加額(一億三、六五六万六千円)に対する消費的経費と投資的経費の占める割合は、

消費的経費 五六・八%  
(七、七五七万四千円)  
投資的経費 四〇・四%  
(五、四三二万六千円)  
合は、  
消費的経費 五五・九%  
投資的経費 四四・一%  
となります。

【表・性質別歳出を参照】

### 性質別歳出

区分	昭和47年度	
	決算額	構成比
1. 人件費	128,127	18.1%
2. 物件費	100,118	14.1
3. 維持補修費	32,165	4.5
4. 扶助費	14,885	2.1
5. 補助費等	53,334	7.5
小計(1~5)	328,629	46.1
6. 公債費	30,235	4.3
7. 積立金	28,877	4.1
8. 投資及び出資金	751	0.1
9. 繰出金	8,734	1.2
小計(6~9)	68,597	9.8
計(1~9)	397,226	55.9
10. 普通建設事業費	286,496	40.4
11. 災害復旧事業費	26,631	3.4
小計(10~11)	313,127	44.1
合計(1~11)	710,353	100.0

消費的支出

投資的経費

決算収支 [第1表]

年度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰越すべき財源		実質収支
				明許繰越額	繰越額	
47	744,889	710,353	34,536	0	0	34,536
46	610,361	573,787	36,574	0	0	36,574
比較	134,528	136,566	△ 2,038	0	0	△ 2,038

[第2表]

年度	前年度 実質収支額	決算年度 実質収支額	単年度収支	積立金	積立金と 繰越額		実質 単年度収支
					繰越額	繰越額	
47	36,574	34,536	△ 2,038	28,877	1,375	25,464	
46	25,209	36,574	11,365	10,000	0	21,365	
比較	11,365	△ 2,038	△ 13,403	18,877	1,375	4,099	

お金はこんなところに

使われました

### 47年度一般会計主要支出

- 施設(建物)建設関係
  - 総合センター建設
    - 一、二二六万〇千円
  - へき地保健福祉館建設
    - 五三九万九千円
  - 室野保育所建設
    - 一、三〇二万九千円
  - 松代中学校教員住宅建設
    - 三九七万九千円
  - 町民プール第三号建設
    - 一、七一八万九千円
- 道路・橋等の整備
  - 林道下山・海老線
    - 二、一六二万八千円
  - 町道改良補修六件
    - 一、一〇二万〇千円
  - 町道新設改良一六件
    - 八、六一二万七千円
  - 農道萱場線舗装工事
    - 二、四四五万〇千円
  - 農道整備(草生水・栗山・桐谷の三路線)
    - 三、〇五三万五千円
- 設備(備品)整備
  - ジープ自動車購入
    - 二台
  - ブルドーザー一台・附属品購入
    - 二五二万〇千円
  - 消防ポンプ自動車購入
    - 七四五万〇千円
  - 消防ポンプ自動車購入
    - 一台
  - クロージャー購入
    - 二九〇万〇千円
  - 六台
    - 二八一万七千円
  - 学校教材・管理用備品
    - 一、四九三万三千円
  - 総合センター備品
    - 三八九万九千円
- その他主な支出
  - 常設消防のための支出
    - 一、三七九万六千円
  - 水道・農道・町道設計調査委託
    - 一、〇五九万二千円
  - 道路建設事業負担金
    - 一、一八五万四千円
  - 豊泉橋架替負担金
    - 二六〇万五千円
  - 町単農道開設補助金
    - 一、一六九万八千円
  - 消防施設補助金
    - 三七八万六千円

(次頁へ続く) ※

〔地方債現在高の状況〕

地方債現在高の状況は表のとおりであります。辺地対策事業債・厚生福祉施設事業債・過疎対策事業債の伸びが著しく、また、公債費の比率は表下欄に示したとおりであります。

【表・地方債現在高の状況参照】

町議会から  
▲第3回定例会▼

九月十八日、十九日の二日間にわたり町議会が開催され、昭和47年度会計決算、昭和48年度補正予算など13件が付議され議決されました。

議第1号 固定資産評価審査委員選任につき同意を求めることについて。(大字峠・牧田清一氏を選任することについて同意)地方税法第四二三条の3により選任するもので、任期は三年である。再任)

議第2号 松代町教育委員の任命について。(大字小池、寺田井上政喜氏を任命することとを同意)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により任命するもので、任期は四年である。山岸正平氏(浦生)九月三十日任期満了による後任。)

議第3号 克雪センター建設工事の契約について。(八月十四日指名競争入札を行ない、契約額二、二七〇万円で新井市保坂組社長関武と契約するもの。)

議第4号 新潟県消防団員等公債組合の数の増加と規約の改正について。

議第5号 旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の改正について。

議第6号 新潟県交通災害共済組合規約の改正について。

議第7号 自治会館管理組合規約の改正について。

議第8号 新潟県町村職員退職手

(単位：千円)

地方債現在高の状況

分 区	昭和47年度末現在高	昭和46年度末現在高	増 減 額	増減率	47年度に借入れた額
債 債 債 債 債 債	81,023	49,880	31,143	62.4	33,600
業 業 業 業 業 業	48,982	51,072	△ 2,090	△ 4.1	
事 備 備 備 備 備	20,587	20,037	550	2.7	3,000
獨 施 施 施 施 施	9,622	6,602	3,020	45.7	3,600
一 義 邊 災 厚 生 市 過 畠 厚 市 畠 畠 畠 畠 畠 畠 畠 畠 畠 畠	26,517	17,770	8,747	49.2	9,400
	4,257	8,420	4,163	49.4	
	79,973	46,670	33,303	71.4	36,100
	11,554	6,614	4,940	74.7	6,300
<b>合 計</b>	<b>282,533</b>	<b>207,065</b>	<b>75,468</b>	<b>36.4</b>	<b>92,000</b>

公債費比率 県平均5.8% 市平均7.5% 町村平均5.4% 松代町平均4.2%

議第9号 新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更に

議第10号 昭和48年度松代町一般会計補正予算(第4号)。(歳入歳出それぞれ三、一二五万七千円を追加し、予算総額八億六、四九七万二千円とするもの。「主な歳入予算」地方交付税三四一萬五千元(増)、老人医療費国庫負担金九九三万三千元(増)。克雪センター建設国庫補助金六七〇万円(減)。老人医療費県負担金二四八万三千元(増)。克雪センター建設県補助金三三五万円

当組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更について。

※

災害復旧関係費

一、九七〇万二千円  
児童手当 五四九万六千円

学校無人化のための営繕費 三〇四万三千元

学校営繕危険物地下タンク設備 一、〇一二万〇千円

奴奈川中学校災害復旧 五九五万八千円

学校給食補助 四一〇万八千円

公債費(元金償還)

一、七〇六万二千円

(利子償還)

一、四一六万一千円

(減)。内職センター建設県補助金六〇〇万円(増)。前年度繰越金一、三〇〇万八千円。

正月帰省者乗車料金三四〇万円(増)。克雪センター建設事業債四〇〇万円(減)。内職センター建設事業債四〇〇万円(増)。

「主な歳出予算」克雪センター建設費一、六五七万円(減) 継続費設定による。老人医療費扶助一、五三万四千円(増)。簡易水道事業特別会計繰出五、一五万八千円(増)。正月帰省バス借上四〇〇万円(増)。内職センター建設一、〇〇〇万三千元(増)。干害対策事業補助金五〇〇万円(増)

議第11号 昭和48年度松代町簡易水道事業特別会計補正予算。(歳入歳出それぞれ一、五八千円を追加し、予算総額六、八九八万七千円とするもの。「歳入」一般会計からの繰入五、一八万八千円。「歳出」人件費及び事務関係費一、一六万八千円。設計委託料三九二万

議第12号 昭和48年度松代町農業共済事業特別会計補正予算(第2号)。(歳入歳出それぞれ一九万一千円を追加し、予算総額三、〇五四万一千円とするもの。)

議第13号 昭和47年度松代町一般会計、特別会計決算の承認について。(本誌登載のとおり)

10月1日～  
10月31日

# 国民健康保険強調月間です



## 出稼者の医療保険について

(4)

**問** 私は初めて出稼ぎに出るんですが、国民健康保険はどうなりますか

**答** あなたの勤務先には職場の健康保険制度がありますか。

**問** はっきりわかりませんので、ない場合とある場合について教えてください。

**答** 職場に健康保険制度がない場合はあなた一人だけの被保険者証を交付します。

**問** その被保険者証を使った場合はどうなりますか。

**答** その場合は医療費の三分分を診療機関の窓口でお支払いください。又、診療機関によっては他県の国保を取扱っていないところもありますので良くたしかめてから診療をうけてください。

なお緊急その他やむを得ず被保険者証の提示が出来ない場合もあると思いますがそのときは病院等に医療費を一時現金でお支払いください。その場合は診療機関から内容の確認できる明細書と受領書をもらって役場へ療養費の支給申請をしてください。国民健康保険では審査会で審査された七割をあなたの家にお支払いします。この申請用紙

は役場の国保係宛にご連絡ください。いつでもお送りいたします。

**問** わかりました。それでは職場に健康保険があると

**答** その場合は町の国民健康保険をばづして職場の健康保険に加入することになります。

**問** 私が職場の健康保険に加入すると家族はどうなりますか、家では農業をやっておりますが七〇才をこえた両親と妻、子供（高校生と中学生）の六人暮しですが。

**答** そうしますと家族全員があなたの被扶養者となりますので、家族の方も全員職場の健康保険に加入しなければなりません。また職場の健康保険が全国土木建築国民健康保険ですと、世帯主が加入すれば家族は年令、所得に制限なく全員加入することになります。

**問** 人から聞いた話ですが職場の健康保険では被扶養者が病院、診療所などで医者にかゝった場合五分分を現金払いしなければならぬというのを聞きましたが、そういうことでしたら家族の者は町の国保にそのままはづさないでおきたいんですが。

**答** たしかに一部負担金は窓口払いになります。しかし十月一日からの診療については七割給付に改正されましたので家族の方が窓口で支払う分は三割支払えばよいことになります。

また国民健康保険制度は職場の保険に加入できない人を対象としており、職場の健康保険に加入できる人は国保の被保険者としていたてまえになっております。ただ日雇健康保険だけは適用除外申請をすることによって、県知事の認可があれば国保ははづさずに、そのまま国保に入れておくことができます。

**問** そうすると私くしが会社の健康保険に加入すれば私の被扶養者となるものは必ず職場の健康保険に入れなければならないということですね。

**答** はいそのとおりです。

**問** 職場の健康保険に私の扶養家族も入れた場合、保険料はどうなりますか。

**答** 保険料はあなた一人が加入した場合と同じです。

人数が増えてもかわりありません。また職場の保険料には事業主負担もあり比較的に低額です。

なおご参考までに申しあげますが当然職場の健康保険に加入できる人が国保に加入したままですと、職場の健康保険が医療費の七割を支払うべきものを、町が七割分を支払わなければなりません。

松代町では出稼者数が多いので、皆さんが職場の保険に加入して扶養家族の方々を加入させませんと町が職場の健康保険に肩がわりして支払う医療費は大へん多額になります。そのお金は皆さんが負担している国民健康保険税に大きく影響しますので、支払わなくともよいお金は、皆さんが必ず被扶養者の健康保険加入届出を行うことによって支払わずにすむわけです。この点をご留意のうえ皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

**問** よくわかりました。それでは職場の健康保険に加入した場合家族の保険証がありませんか。

**答** いいえ。そういうことはありません。家族の被保険者証は加入のとき遠隔地被保険者証の請求をすれば交付されますから受け取ったらすみやかに家族に送付してください。

**問** 町の国保の手続きはどのようなにすればよろしいですか。

**答** まず職場の健康保険に加入した人の氏名、被保険者証の記号番号加入年月日等を職場から証明してもらい、遠隔地被保険者証とともに家族に送付してください。

家族の方はその証明書と遠隔地被保険者証及び町の国保被保険者証と印鑑ご持参のうえ役場国保係に届出ください。手続きは異動発生後十四日以内に届出しなければ

※ (次頁へ続く)

※らないことになっております。届出しませんと保険料を二重に支払うこととなりますので充分ご注意ください。職場をやめたときも同じような手続きが必要です。

問 その証明用紙は役場にあるんですか。

答 はいあります。証明用紙は社会課の窓口係に備えてありますから出稼前に必ずお持ちになってください。(国民健康保険係)

## 住宅金融公庫資金

### 借受けについて

問 来春早々に住宅建設を計画していますが、本年度中に借入申込をしてよいのでしょうか。

答 住宅公庫資金は毎年受付を行なっていますが、受付開始は例年五月頃になります。また、この資金制度は貸付承認前の着工は認めておりませんので、おたずねのような場合は、今年借入申込を行ない貸付承認後、工事延期届を出していただければよいと思います。

問 個人住宅資金の貸付対象となる住宅の条件や規模は。

答 建設した住宅には必ず自分が住居しなければなりませんし、住宅部分の床面積が三〇㎡(九坪)以上一二〇㎡(三二坪)以下であること。

一、住宅と店舗または、事務所等を合せて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の半分以上であること

△住宅部分とは▽  
居室・玄関・廊下・台所・押入・浴室・使所等のことです

△床面積とは▽  
建物の延べ面積のことです。

例Ⅱ建坪16坪で総2階建の床面積は30坪となります。

問 古材を使用してもよいでしょうか。

答 古材は土木事務所の検査を受けて合格したものは使用できます。ただし、土台には使用できません。

(住宅公庫資金のこと、それに関係した照会は農協へどうぞ)

## 「秋の火災予防運動」＝10月26日～11月1日

昨年より一ヶ月早く、10月26日から11月1日まで秋の火災予防運動が行われます。

当町では今年すでに建物2件、林野2件の火災が発生しており、これから気温もさがり何かと火を使用する機会が多く、火災の危険が大きい時期になりますので、町民ひとりひとりが、次のことに注意して火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期して、安全な生活を送りましょう。

◎統一標語  
【隣にも声かけあってよい防火】

◎実施事項  
一、家庭における安全点検  
ア、老人、病人、幼児等の就寝場所の再点検。  
イ、たばこの投げ捨てと寝たばこの防止。  
ウ、火気使用場所の安全点検。

エ、暖房器具の正しい使い方。  
オ、外出前、就寝前の火の元点検。  
カ、消火器具のそなえつけ。  
キ、旅館、病院等の消防用設備等の保守及び避難。  
ク、避難路の確保及び避難誘導の徹底。  
コ、避難訓練の実施。  
サ、工場、作業所の火災防止。  
シ、保安教育の実施。  
ス、警鐘点打。  
期間中、毎日午前6時と午後7時に警鐘を点打し、住民に防火心を警告する。  
（鎮火信号 ●●●●●）  
五、消防ポンプ自動車による住民への広報

△分遣所からのお知らせ△  
火事又は救急の場合の通報は、郵便局を呼び出し、「火事」、「救急」と正しく言い、分遣所が出ましたら「部落」、「家号」を落ちついて言って下さい。

恒例の町総合文化祭の実施について、去る九月十三日関係者協議の上次のとおり決定いたしましたこの文化祭が盛大に行なわれますようみなさんのご出品をお願いいたします。くわしいことについての照会は町総合センター内係に問合せ下さい。

一、文化祭の期間  
十一月二日  
十一月三日

### 町総合文化祭の日決まる

午前九時から午後四時まで。  
十一月三日 午前九時から午後三時まで。

二、会場  
第一会場 松代小学校  
第二会場 松代総合センター  
三、展示予定(予定ですので変更することもあります)

◎第一会場

### 一円貨を使いましょう

一円貨について年々退職性が強まり、発行量が多いにもかかわらず保有が高まって不足してこまっています。

町内学校児童生徒作品展  
。書道展  
。写真で見る町政展  
。町婦人会作品展  
。自然愛護展  
。園芸愛好会展  
。身体障害者作品展  
(ほか芸能発表を計画しております)

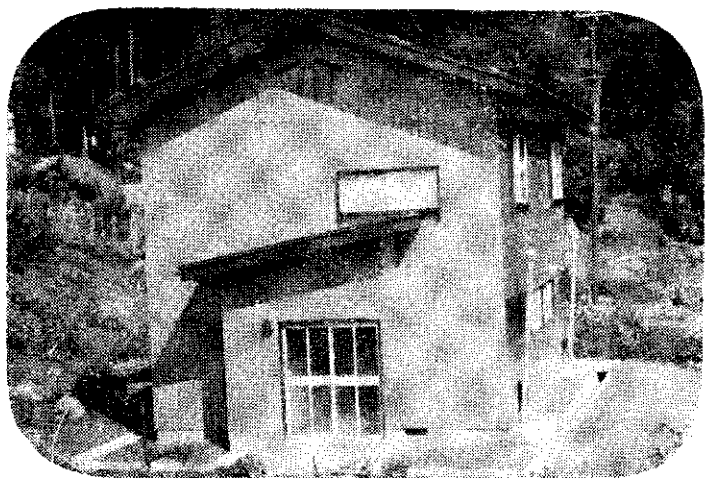
◎第二会場  
。菊花展  
。農業資料展  
。現旧町内小中学校教職員作品展(この作品展は十日間ぐらい総合センターホールに展示する予定です)  
。病院資料展  
。お茶の会

一円を有効に使うことは消費支出の合理化につながります。家庭に眠っている一円貨を有効に使いましょう。

## 「孟地校教員住宅完成」

孟地校の教員住宅が完成いたしました。住宅は、大伏部落（松亭神社参道脇）に建設されました。この住宅はへき地教育振興の施策の一環として、国庫補助金の交付を受けて建設されたものです。

建物 木造2階建・1棟2戸建・120.90㎡  
 （1戸の面積 60.45㎡・約15坪）  
 建築費 564万円（内補助金 224万8千円）  
 工期 48・6・13～48・9・10  
 施工者 松代・中村工務店 中村群平



### 干害対策——被害調査終る ▶

異状天候による干ばつ被災の調査がまとまった。調査は町役場産業課が主体となり各課職員を動員して、3名編成10班の組織をもって約2週間にわたり行なわれた。その調査結果は

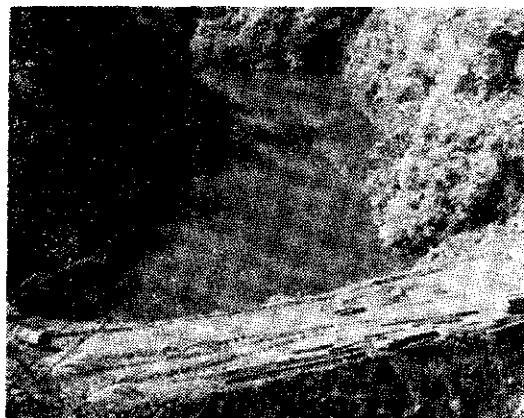
関係部落数	21部落
地区数	83団地
畦畔延長	87,187 m
面積	1,219,885㎡



### 太公望の夢 つりぼり50年にオープンか? ▶

片桐山部落に釣ぼりダムが完成した。このダムは片桐山部落下の孟地と片桐山の小川が合流する地点町道のほとりに、片桐山養鯉グループ数名が15日程度の労力をついやし完成させたもの。

町道が完成し耐雪の段切工事も進み、その残土が谷間にたまり自然に池ができ、誰知らず釣糸をたれて楽しむ様を見て着目した。今年は3千匹 来年は10万匹放魚し、50年には皆さんから楽しんでいただく——とはリーダーのはなし。（撮影・10月2日）

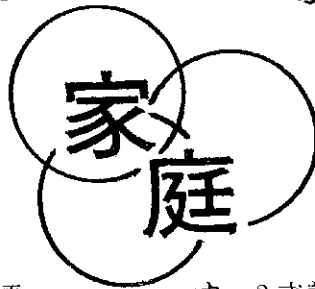


査定申請面積	122.2ha
査定申請金額	42,561千円
復旧受益実戸数	318戸

なお、被害状況は10月9日から3日間にわたり農林省ほか立会官による査定が行なわれる。町ではその結果にもとづいて13日に、関係区長、代表者の会議を開き、復旧についての打合せをし降雪前に復旧を完了させたい考えである。

（写真上はヒビ割れ個所の測定。ヒビ割れ個所と深さがよくわかるように石灰をまき、ヒビのそこまで堀下げて測定する。この作業が83団地にわたり 延498箇所行なわれた。）

## 丈夫な子どもを育てるコツ



### ① 番茶を飲む子は大病しない。

生まれた時に、おかあさんからもらってきた免疫はもうなくなってしまいました。蛋白質やミネラル（野菜、果物、肉類に含まれている）をたくさん食べて、丈夫なからだの基礎をつくっておくことが大切ですが、一方、子どもは水分が不足すると疳(かん)が強くなり、また病気をすると重くなりがちです。日頃、水分をよくとらせておくことは子どもを丈夫に育てる「コツ」の1つです。

### ② きれいな子どもに育てよう。

幼児に一番多い病気は「かぜ」で、次は「尿路感染」です。これは尿に「ばい菌」がいる病気で、「おしめ」をしている時期に多いのです。ですから早く「おしめ」をとってやりたいものです。同時に「おしめかぶれ」や「あせも」は手入れが悪いために起こるもので恥ずかしいことです。きれいな子どもに育てるよう努力することは、同時に病気を防ぐ第一歩になるのです。

### ③ 汗は子どもの健康のしるしです。

病気の子どもは汗をかきません。健康な子どもほどよく汗をかくものです。寝汗もおとなと違ってそれほど心配はいりません。汗は体温を整えるための生理現象です。幼児の体温は、普通7度5分までは正常とみてよいでしょう。

新潟大学医学部助教授

塚

薫

## ことばのしつけ

人間と動物とを区別するものは、道具の使用、火の利用などいろいろありますが、その代表的なものはことばなのです。このことばは、感情や意思を相手に伝え、ものを考え、文化の獲得や創造にどうしても必要なのです。

ところで、子どもがことばを覚えるのは、親の模倣によるのです。2才前後では約300語ほどしか話せなかったものが、3才前後になると約1,000語ぐらい使えるようになり、子どもの生活はことばを通して広がっていきます。第1回通信の狼少女のひとは、17才で死ぬまでにわずか45語しか話すことができませんでした。これは幼女の時にことばを習得することができなかったためなのです。ことばの発達の鍵を親が握っているのではないのでしょうか。

ことばの豊かなお子さんに育てるために、できるだけ語りかけるように心掛け、正しい発音や文章で話し、よい手本を示すようにしましょう。外に連れ出したり、絵本をみせたりして、いろいろな経験を与えることも大切なことです。また、「おはよう」「いただきます」「ごちそうさま」などのしつけのことば、名前を呼ばれたとき「はい」と返事すること、否定のときの「いいえ」「ちがう」のことばが言えるように、この時期にしつかりと覚えさせてください。むりやり発音を矯正することは禁物です。

県立女子短期大学講師

高原 哲雄

町の家庭教育学級⑥は11月15日13時からです。幼児のしつけについて。総合センターで

## 1・2の3ちゃん 幼児の家庭教育シリーズ

幼児時代のお子様の教育の大切なことは両親の皆さんも充分ご承知のこととあります。

教育委員会と公民館では少しでも役立てばということで、5月から家庭教育学級を開いてまいりましたが皆様にはいろいろのご都合でなかなか出席していただけません。家庭教育学級は予定どおり月1回来年の3月まで続けますが、それを更に補なうものとして、県の教育委員会実施の「ふうせん通信」から転載して(9月10日付167号から)みなさまにお伝いしています。また、紹介してありますテレビ放送も大いに役立ててください。

◎放送時間／BSNテレビ毎週日曜日午前9.30～9.45 ◎再放送 毎週木曜日午前11.20～11.35

放送日	テーマ	内容
10月21日(日)	2才児から3才児へ	45年生れのこどもは半分が3歳になっている。2歳から3歳児への心身の成長はどの程度か、2歳～3歳児のアウトラインを考える。
10月28日(日)	あすではおそすぎる	順調な発育をさまたげる病気の予防と健康なからだづくりに対する親のあり方考える。
11月4日(日)	頭のよい子とは	脳の重さは、大人の80%までは4歳までにつくられるといわれる。知的発達の状態とその育て方について考えてみる。
11月11日(日)	ひとりでできるよ	自立する基本的な習慣づくりやこどもにできる仕事を与え自信をもたせるようにする親の態度について考える。
11月18日(日)	ママといっしょに	こどもにとって母親は世のなかで何よりも重要な存在である。母と子の心のふれあいの中で情緒の発達や情緒的反応などを考える。
11月25日(日)	おたずねにこたえて(1)	ふうせん通信の返信に対しての回答をする。

# △国民年金老令特別給付金▽

## 満六八才・六九才の方に給付金

### 明年一月から月四千円

国民年金の被保険者となり得ない明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五五才をこえる者）、いわゆる谷間老人への対策として新設された老令特別給付金が、明年一月から次の要領で支給されることになりました。

#### 一、支給の条件

(1) 明治三十九年四月一日以前に生まれた者。

(2) 老令福祉年金の受給権者でない者。

#### 二、支給額

年額四万八千円（月四千円）

#### 三、支給制限

他の福祉年金と同じ。

四、七〇才になったとき、この老令特別給付金を受けている人は自動的に老令福祉年金にかわる五、請求の手続き

十一月一日から二十日頃までに役場から該当者に通知しますが万一洩れ落ちがあると困りますので、十一月十五日頃になっても該当者に通知がない場合は役場の国民年金係にご連絡下さい

#### 未加入者に

### もう一度五年年金

加入が認められます

この度、法律が改正されて、一人でも多くの人から有利な年金を受けていただくよう高令者に、五年年金に加入する機会がもう一度設けられました。

加入申出の時期は、十月一日から来年三月三十一日までです。

この五年年金は、加入の申出をすると四五年六月までさかのぼって保険料を納めることができますので、昭和五〇年（六五才になつて）には、もうこの年金を受けることができるわけです。また、このさかのぼりの保険料

（加入の申し出をした月の前月までの保険料）を納める期間は五〇年九月三〇日までで、これを一括して納めても分割によって納めてもかまいません。保険料は月九〇〇円、年金額は月八、〇〇〇円です。

五年年金に加入できる人はつぎのような人です。

◎明治三十九年四月二日～明治四四年四月一日までに生まれた人。ただし次のような人は加入できません。

(1) 他の公的年金の被保険者又は組合員。

(2) 国民年金法による老令、通算老令年金を受けることができる人又は、この期間を満している人。

(3) 他の公的年金制度から通算・退職年金を受けることができず、退職年金を受け、その期間を満している人。

#### ◎加入手続き

加入希望者は、早めに役場の国民年金係へご連絡下さい。

### 国民年金額が増額

#### ★拠出年金

老令年金は、保険料を二五年かけた標準的な年金額が、現行の九万六、〇〇〇円（月八、〇〇〇円）から二・五倍の二四万円（月二万円）に増額されます。

### ★十年年金・五年年金

このたび、現在のお年寄りへの対策として特に重点のおかれたのが、十年年金と五年年金の改善です。

いずれも標準的な年金の支給水準に近づけるよう国庫負担をふやして、現行六万円（月五、〇〇〇円）の十年年金を一五万円（月一万二、五〇〇円）、五年年金は三万円（月二、五〇〇円）から九万六、〇〇〇円（月八、〇〇〇円）にそれぞれ増額されました。

#### 保健婦による

### 健康相談

無  
秘密  
厳守  
料

とき 毎月第二、第四月曜日  
午前九時～午後四時  
ところ 松代町役場保健室

#### ◇出張相談

濁 毎月第一火曜日午前九時半～十一時まで濁公民館で  
竹所 毎月第一火曜日午後一時半～三時半まで竹所公民館で  
筋平 毎月第三火曜日午前九時半～十一時半まで筋平公民館で  
寺田 毎月第三火曜日午後一時半～三時半まで寺田公民館で  
妊産婦、乳幼児、老人に至るまですべての健康相談に応じます。  
気軽においでください。

### 心配ごと相談

無  
秘密  
厳守  
料

とき 毎週金曜日午前九時～十一時半  
ところ 松代町総合センター  
生活苦、家庭不和、児童問題、母子問題、老人問題、その他

## 出稼前に必ず健康診断を！

### 病状によつては出稼中止も

近年、出稼先での病気による死亡事故が増えています。保健所と役場が行なった出稼者検診を都合で受けなかつた方は、出稼前に必ず医療機関で自分の健康をたしかめてから出稼して下さい。場合によっては出稼を中止するくらいの勇氣も必要かと思われれます。



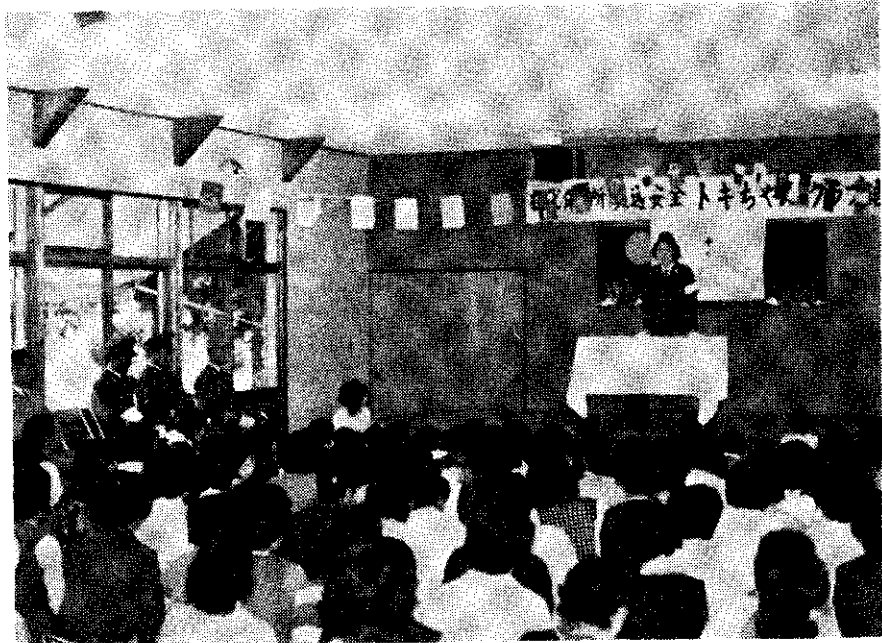
# 保育所に

## 交通安全トキちゃんクラブ誕生

全国的に見ると子どもの交通事故の多くが六才未満の未就学児、すなわち保育所児童相当年齢の幼児の事故が非常に多いということです。

その原因が家庭での安全管理面の不備や交通安全しつけ教育の欠如などに起因している実情からして、保護者ぐるみの幼児の交通安全教育を行なって幼児を交通事故から守ろうということである。

安全トキちゃんクラブ」が結成されました。  
 今後は、定期的に各保育所毎に母親が集って県から配本された、交通安全教本を手本にして勉強会を開くことになっています。



【婦人警官の話しを熱心に聞く幼児と母親】

児童  
 入寮相談は、役場社会福祉係又は民生委員へ。

### 戸籍の窓口から

ごけっこん  
 おめでどう



▲八月受付分(受付順)  
 若井輝男・岩瀬セツ子 (太平)

▲九月受付分  
 柳 和家・柳恵美子 (太平)

齊藤直孝・松沢すみ江 (田野倉)

山岸吉弘・米持康江 (木和田原)

おたんじょう  
 おめでどう



▲八月受付分(受付順)

山賀恵美子 父子 平長女(池之畑)

小堺 修 父清 司二男(松代)

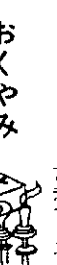
山岸和弘 父弘 基長男(松代)

▲九月受付分  
 鈴木健一 父信 男長男(松代)

小堺英明 父正 子長男(蓬平)

渡辺隆生 父要 子三二男(松代)

おくやみ  
 (死亡)



▲八月受付分(受付順)

市川政太郎 六八才 (松代)

村山 智 四五才 (海老)

関谷 タツ 七七才 (松代)

若月 忠雄 六五才 (海老)

高橋 マサ 六九才 (千年)

市川 貴子 二ヶ月 (田沢)

石野 勇 六三才 (木和田原)

▲九月受付分  
 植木トモエ 五六才 (松代)

山本 賢造 七〇才 (犬伏)

菅井 ヨシ 七一才 (名平)

鈴木 健一 〇〇才 (松代)

市川 俊雄 八〇才 (田沢)

高橋 ショ 七八才 (筋平)

室岡 久平 六五才 (池尻)

石口藤一郎 七三才 (松代)

鈴木 トラ 七三才 (室野)

佐藤 トマ 六四才 (室野)

## 職員募集

上越地区広域事務処理組合

募集人員

。五智老人ホーム

事務員 一名

寮母 五名

看護婦 一名

汽缶士 一名

調理員 一名

。若竹寮

(養護所) 指導員 一名

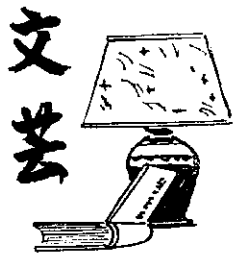
保母 二名

## 若竹寮入寮児募集

上越養護所若竹寮では、次に該当する入寮児を募集しています。

- (1) 満一才より十八才まで
- (2) 保護者のない児童
- (3) 虐待されている児童
- (4) 環境上養護を必要とする児童
- (5) 養育困難又は放任されている

申込期間 十月五日～十一月五日  
 申込場所 上越市役所市長公室  
 試験日 十一月十日(土)  
 試験場所 厚生会館



# 文芸

俳句 柳 静水

草々が持つ露に星澄んで居る  
鈴虫の鳴く窓近く日記書く  
星明りの野道たどるや牛ひいて  
焚火尽きて恐ろしき闇迫りけり  
朝寒の子に掛け足して起きにけり  
青米も死米もなき今年米  
川原石隈なき月となりにけり  
虫をきく石を見つけて掛けにけり  
たたくずめるさらに彼方や虫の声  
虫きくやありあうものに腰おるし

川柳 柳 一葉

一年生を数えるようにパスガイド  
友の遺品埋めて山の男泣き  
飲んでいて女性上位が気に食わず  
いい道に出ると運転眠くなり  
自動車で迎えにこられる二日酔  
受験日が迫りめつきりママやつれ  
寝たばこで可愛い妻子を焼き殺し  
議員章つければ議員の顔になり

## 郵便局からのお知らせ

### 簡保保養センターを

ご利用ください

カンヨウホケンとして、皆さまから親しまれている簡易保険は、大正五年十月一日に国営の生命保険として生れて満五十七才となりました。現在総加入件数、四千七百万件、加入保険金十七兆円の大事業に成長しました。

月々皆さまから集められた保険料が学校建築や、道路整備資金等に融資され、身近かな生活環境の向上に役立っています。

又、柏崎簡易保険加入者ホームや、妙高簡易保険保養センターを始め、全国各地の保養地に「いのセンター」を建設して加入者の福祉の増進に努めています。保養センターのご利用についてのくわしいことは、郵便局にパンフレットも用意してございます。

いもちつきうんかにやられ秋落し  
機械だけ揃えてまづい米作り

流れ星 西潟まささを

。おだやかに過ぎむと思ふ誕生日  
七月二十八日の朝  
。いらいらと気にさわるもの今朝  
はなく 仏壇の花のさしを  
する。  
。さんしよりの青き実を摘み朝居  
れば はるかに遠い想出もあり  
。静かなるものを好ましく思う今  
日 ほとどぎすの花黄つり舟の  
花

。若き者のごう慢な言葉をあわれ  
とも 思う日ありて老を自覚す  
。硝子張りの水槽の中の浮き沈み  
金魚ともあわれに思うことあり  
。唄ひとつうたうにもそれぞれ因  
縁を 語る人あり煩しと思ふ  
。思うことずばりくと思ふ人を  
うらやましくも思う吾かな  
。 「星になりたい」岡本こう三が  
言ったと云う ふと思ひ出し宵  
ほしを仰ぐ  
。すでにして定まるものを見し如  
し 星ひとつ流れ消えてゆくさ  
ま

でお気軽におたずね下さい。

尚十月は簡易保険月間です。

新しい郵便番号簿が届いていますのでしようか

九・十月中に、新しい郵便番号簿を全ご家族にお届けすることになっていきます。もし十月末までに配付になりませんでしたら、お近くの郵便局へお申出ください。この機会に新しい郵便番号簿を利用して、是非とも郵便番号をお書きください。

現在では全ての郵便物は郵便番号によって区分け作業をしています。郵便番号が記入されていると直接先方の配達局へ送られるためそれだけ早くお届けすることができまます。みなさまのいっそうのご理解とご協力をお願い致します。郵便番号は正しくはつきりと

## 会員募集

詩吟(神風流)も始めました

詩吟・謡曲同好会

今年三月発足いたしました詩吟・謡曲同好会は毎週水曜日による総合センターに集合して謡曲のおさらいを続けてきました。十月三日の水曜日からは詩吟(神風流)も始めました。

この機会をのがさず

あなたもご入会下さい。

日と時間は次のとおりです。

。毎週水曜日

。謡曲は午後七時三〇分から一時間

。詩吟は午後八時三〇分から一時間

会費は月額 五〇円  
入会希望の方は水曜日による総合センターにおいて下さい。

## 交通事故防止

服装は明るい色物を

これからは雨の日が多くなり夜など舗装の路面がライトの光で黒く反射し、運転車側から歩行者がみにくくなり危険です、歩行者の方は明るい色物を着用し、目だつようにしてください。特に雨の日は心して注意し交通事故にあわなようにいたしましょう。

## 総合センター休館のお知らせ

文化祭実施のための11月3日の代休として、11月5日は休館いたします。

**たばこは 町内で買ひましよう**

代金の一部が町の収入となり、皆さんのお役にたつます。一箱でもよそで買われますとよその市や町の収入になつてしまいます。

47年度の町へ納入された「たばこ消費税」は10,316,180円でした。